

[特別賞]

# 「孤独」という絶望に寄り添う

吉田 督 和歌山弁護士会・63期

## 受任

「窃盗事件の弁護は、まだ経験していませんよね」。スタッフ弁護士として養成中の私に法テラス大阪から電話が入った。スタッフ弁護士は1年間の養成期間終了後に地方の法律事務所へ赴任することになる。1年の間に定型的な事件を一通り経験できるよう、未経験事件の被疑者国選を打診してくれたのだ。

スーパーからおにぎり4個(392円相当)を窃取した事案。76歳の被疑者男性は、事務所から片道1時間半のK署に勾留されていた。「ちょっと遠いな」と思いつつ20日後までの予定を確認する。余裕はないが、なんとか接見時間を捻出することは可能であった。「受けます」と返事をし、できるだけ早く勾留状謄本をFAXしてくれるように頼んだ。日頃、ボスから「捜査弁護はスピードが命」と耳にタコができるほど言われていた。FAXを受け取るとすぐにK署に向かった。

しかし、おにぎり4個を万引きしたぐらいで勾留までされているのだから、何か理由があるのだろう。否認か、常習犯か、それとも身元引受人がいらないのか。電車の中でいろいろなパターンを考えた。もともと、被疑者は現行犯逮捕されていたので、それほどややこしいことにはならないはず、そう気楽に考えていた。

## 初回接見

面会したAさんは、76歳とは思えないほどしっかりしていた。前歯こそほとんど抜け落ちてはいたが、胸板も厚く、よほど体力もありそうだった。「いつも10歳以上若く見られるんです」そう言って笑うAさんを見て、頼もしさすら感じた。話を聞くと、こうだった。

30年ほど前から、西成のあいりん地区で日雇いの仕事をして暮らしてきた。家族や親しい知人はいない。唯一の楽しみは競輪、競艇といったギャンブル。若い頃から暇があると通っていたが、ほ

とんど負けてばかりだった。最近是不景気で高給の自分にはなかなか仕事が回ってこなくなり、生活費にも事欠くようになった。事件の数日前、久しぶりに仕事にありつけた。そこで得た報酬2万円を持って競輪場に行ったが、ほぼ全額を1日で使い果たしてしまった。生活費に充てるつもりだった2万円を失ったショックから、競輪場近くのスーパーでおにぎり4個を万引きしてしまった。その場で現行犯逮捕された。罪は認めている。刑事さんから身元引受人はいないのかと何度も聞かれたが、頼れる人は誰もいないと答えると勾留された。これまでギャンブルに負けたことは何度もあるが、万引きをしたことは一度もない。魔が差したとしか言えない。

本人に前科、前歴がないか確認すると、「何もない」とのことであった。ならば早期に被害弁償をすれば、起訴まではされないだろう。むしろ、身体拘束解放後のほうが心配だ。若く見えると言っても76歳の老人である。いつまでも肉体労働ができるはずもない。事件の見通しを告げ、身体拘束解放後には私が同行するから一緒に生活保護の申請に行こうと勧めた。すると、Aさんは突然、突っ伏し、大きな声をあげて泣き出した。今までこんなにやさしい言葉をかけてもらったことはないという。少々こそばゆく感じた。照れ隠しの気持ちもあり、これまでの詳しい経歴を聞かせてくれるように頼んだ。しかし、Aさんは急に口ごもり、話しくそうにしている。30年間あいりん地区で暮らしてきたのだ。辛いこともたくさんあっただろう。今日会ったばかりの弁護士にすべてを話す気になれないのも仕方がない。被害弁償金と被害者宛謝罪文の宅下げを受け、次回接見に来るまでにこれまでの経歴を整理しておくように頼んで初回接見を終えた。

## 告白と絶句

被害店舗の店長は、快く被害弁償に応じてくれた。

すぐに弁償金の受領書と謝罪文の写しを検察庁にFAXした。次は、生活保護申請の準備である。申請書作成のために、Aさんから詳しい経歴を聞く必要があった。2日ぶりに訪れた面会室で、私は思いもかけない告白を受けることになる。

「じつは、私、密入国者なんです」。一瞬、聞き間違えだと思った。そう思いたかった。聞き直した。

「密入国者なんです」。聞き間違えではなかった。しばらく言葉が出てこなかった。

話はこうである。Aさんは戦前に在日韓国人の両親の子として大阪で生まれ育った。12歳の時に終戦を迎え、家族とともに韓国に帰国した。しかし、日本からの帰国者に対する韓国社会の目は厳しいものだった。少年期を日本で過ごしたAさんは、上手く韓国語を話すことができず、学校にも職場にもなじめなかった。韓国社会において疎外感を感じるにつれ、生まれ育った日本に対する想いが大きくなっていった。当時、韓国は独裁政権下で国民の生活がなかなか向上しなかったのに対し、日本は急速に復興を遂げていた。しかし、両国の間に国交は未だ回復していない。一般人が正規のルートで日本に来ることは不可能だった。成人したAさんは、日本への密入国を実行する。3度失敗した。有罪判決を受け、山口刑務所で6カ月間服役もしている。4度目の試みでようやく成功した。昭和40年1月のことだ。皮肉なことに、そのわずか5カ月後に両国の国交回復を定めた日韓基本条約が締結された。

Aさんの日本での生活は、思い描いていたものとはかけ離れていた。何もスキルがないので低賃金の単純作業しか仕事がない。勉強しようとしても、身分がないため資格を取ることができない。密入国者であることがわかれば、韓国に強制送還されるので他人と深い関係を築くこともできない。気がつけば、西成のあいりん地区にたどり着いていた。そして、日雇いの仕事をしながら、他人との関わりを避け、76歳のこの歳まで生きてきた。

これらは、すでに捜査機関にも話し、調書も作成したということだった。

「私はこれからどうなるのでしょうか」。わからない。こっちは聞きたい。早急に調べることを約束して接見を終えた。半ば呆然としながら事務所に戻った。おにぎり4個の万引き事件の被疑者は、46年前の密入

国者であった。法テラスの国選担当者が新人弁護士向けに選んでくれた軽微事件は、一瞬にしてこれまで聞いたこともないような事件に変貌したのである。

## 見通し

しかし、いつまでも呆然としているわけにはいかない。大阪地方裁判所の売店で入国管理弁護の実務書を購入し、退去強制手続について調べた。密入国者であるAさんに退去強制事由があることは間違いない。日本に残るためには在留特別許可を得るしかない。そして、この許可を得るためのハードルが高いこともわかった。つまり、このままいけば、窃盗で不起訴処分となり、入国管理局に身体拘束が移され、退去強制処分を受ける可能性が高い。見通しを告げる私に、Aさんは懇願するような口調で言った。「絶対に韓国には戻りたくない。日本で死にたいんです」。

Aさんの話はこうだ。韓国の家族とは、密入国以来46年間一度も連絡を取っていない。家族を捨てて日本に来た。家族が生きているかどうかもわからないし、たとえ生きていたとしても今さら合わせる顔がない。そもそも韓国文化になじめなくて日本に来た。今となつては韓国語もほとんど理解できない。今さら韓国に戻されても惨めに死ぬだけだ。それぐらいなら今ここで死んだほうがましだ。

Aさんの気持ちはよく理解できた。韓国に強制送還されて、そこから人生をやり直すことが不可能な年齢であり環境であることは明らかだった。Aさんが言うように、つらく惨めな余生になることは間違いないだろう。在留特別許可を得ることは難しいが、可能性があるのなら、できる限りの活動をしようと思った。

## 誤算と新事実

10日の勾留満期前に窃盗罪でAさんは起訴された。私の見通しは見事に外れた。すぐに接見に向かい、状況を聞いた。毎日、密入国に関する取調べを受けているという。今後の処分について捜査機関からは何も聞かされていないらしい。46年前の密入国事件である。弁護人の私が途方に暮れている以上に、捜査機関がAさんの処分に苦慮していることは想像ができた。しかし、私が調べた限りでは、密入国およ

び不法残留の罪で刑事責任を問われることは例外であり、多くの場合は不処分のまま入国管理局に身体拘束が移され退去強制手続がとられるということだった。どうして軽微な万引きで起訴までして取調べを続けるのか。何か引っかかった。帰り際、Aさんに取調べで何か動きがあれば自分だけで判断せず、必ず私に接見要請をして相談するように伝えた。

数日後、Aさんから接見要請があった。やっぱり何かあったんだ。Aさんの話はまたしても意外なものだった。Aさんは日本に密入国する直前、韓国で結婚していたというのだ。そして、警察から聞かされた話によれば、Aさんが日本に去った後、夫人がAさんの息子を産み、かつAさんの死亡届を役所に提出していたらしい。すなわち、Aさんは韓国ではすでに死んだことになっている。連日、捜査機関から、息子さんと親子関係を確認するためにDNAを提供するよう求められ、応じないのであれば出入国管理法違反で起訴すると脅かされているということだった。なるほど、だから窃盗罪で起訴までして処分を引っ張っていたのだ。DNA検査で親子関係が証明できれば、息子さんに死亡届を取り下げさせる。そのうえで入国管理局が退去強制手続を進める。死者を退去強制することはできない以上、そうせざるをえないだろう。密入国の罪で起訴することをちらつかせて、DNA検査に同意させ、退去強制への道筋をつけようとしていることは明らかだった。

もともと、46年目にしてはじめての父と息子の対面というのも、それはそれで素晴らしいことである。どちらを選択するかはAさん次第だ。

Aさんの決意は変わらなかった。息子に会いたいという気持ちは確かにある。しかし、これまで父親としての責任をまったく果たしていない。母子家庭で息子も高い教育を受ける余裕はなかったはずだ。さんざん苦勞させておいて、面倒だけ見させるのはつらい。息子も迷惑するだろう。おそらく小説や映画のようにはいかない。韓国には戻らないし戻れない。それがAさんの出した結論であった。ならば、何を言われても絶対にDNAの提供に同意してはいけない。もし、強要されるようなことがあれば、すぐに接見要請するようにアドバイスをした。

しかし、それだけでは心配であった。これ以上の取調べを即刻止め、起訴をしないように検察官と交

渉するべきと考えた。事務所に戻るとすぐに担当の副検事に面会依頼の電話を入れた。ところが、これがまったく話にならない。担当副検事は、私と話をする気などまるでなかった。忙しくて時間がないから面会の時間はとれない。5分といえどもとれない。電話で話を聞く時間もない。拳句の果てには、「私にはあんたと話をしなければならない義務なんてないんだよ」と電話口でヒステリックに怒鳴り散らされた。なんなのこの副検事は。怒鳴り返しそうになるのをぐっとこらえた。いや、これだけ余裕がないのは、Aさんの処分を担当苦慮している証拠だろう。ここはあくまで下手に出て、こちらの話を聞かせるのが得策である。「いや、私は喧嘩を売っているのではないのです。お願いをしているのですよ、検事さん」。とりあえず話を聞く気にはなったようだ。どうかお願いしますというスタンスで話を続けた。20分後、「先生のご意見はわかりました。十分検討させていただきます」。そういって相手は電話を切った。

## 公判

2週間後、Aさんは出入国管理法違反で起訴された。これが日本の検察か。しかし、起訴された以上落胆ばかりもしてられない。公判に向けて準備に取り掛かった。

弁護士登録をした直後、兄弁に連れられて飲みに行き、日付が変わるまで弁護人の心得を教授されたことがある。たとえば、コップは上から見ると円にしか見えない。横から、斜めから見ることで初めてそれがコップであることがわかる。検察官は被告人の一面しか示そうとしない。判断者である裁判官はそれだけでは真実を知ることはできない。被告人の別の面に光を当てるのが弁護人の役割である。そうでなければ弁護人のつく意味などない。

今回の事件の場合、窃盗も密入国もすべて事実である。検察官は、Aさんが国家間のルールを守らない人間であり、ギャンブルに興じ続けた怠け者であると裁判官に印象付けようとするだろう。しかし、それは真実ではない。少年になるまで日本で育ったAさんは、韓国社会に溶け込むことができなかった。Aさんにとって故郷は日本であった。密入国という違法手段をとったのは、国交が回復しておらず、他に手

段がなかったからである。日本に来てからも、密入国者であることがばれるのを恐れ、一人の友人も作ることができなかった。孤独なAさんがギャンブルを続けたのは、決して中毒だったからではなく、そこにしか夢を見ることができなかったからである。

公判当日、被告人質問でAさんは自分の人生を自分の言葉で語った。自分にとって幼少期を過ごした日本こそが故郷であったこと。韓国社会になじめず、いつも日本のことを考え続けていたこと。日本に来てからの大きな失望。孤独な日々の中でも、これまで犯罪だけは犯さないできたこと。決して流暢ではなかった。しかし、涙を流しながら、懸命に質問にこたえようとするAさんの姿は、見ている人間の心を打つものであった。弁論の最後に私は次のように述べて締めくくった。「被告人の人生は、悔恨、悔悟の連続であった。46年もの間、いつか自分の本当の経歴を知られてしまうのではないかと、そうおびえながら生きてきたのである。被告人はすでに罰を受けている。今あえて刑務所に服役させ、罪を償わせる必要はない。執行猶予付判決が下されること強く求める」。

## 決意と判決

判決期日は2週間後であった。こちらの主張どおり執行猶予付判決が下れば、そのまま入国管理局に身体拘束が移り、退去強制手続が始まる。何としても在留特別許可を得なくてはならない。そのためにはどのような弁護活動をすべきか。「餅は餅屋」である。幸運にも入管実務に詳しいベテランの弁護士と知り合う機会があった。そこでAさんの事案を説明し、アドバイスを求めた。しかし、答えは厳しいものだった。密入国者に対する入国管理局の対応はきわめて厳しく、長年弁護士をやっているが在留特別許可がおりたという話はほとんど聞いたことがないという。ならばAさんはどうなるのか。Aさん本人が根負けして韓国への帰国を望むようになるまで入管での身体拘束が続く可能性が高い。しかし、それでは意味がないのだ。すがる気持ちで何人もの弁護士に相談をしたが、望んでいる答えは誰からも聞けなかった。

Aさんの悲しい人生が、もっとも望まないかたちで終わるかもしれない。そのことを認めざるを得なかった。結果的に私が引導を渡すことになるのではない

のか、そう思うと怖かった。自業自得だから仕方ない、そう言うには私はAさんに関わりすぎていた。判決期日は一日、一日と近づいてくる。逃げることはできなかった。そして、私が接見に行くたびに、「先生しかいないんです」と言って泣くAさんを今さら見捨てることなどできなかった。

判決の3日前、意を決してAさんの接見に行った。在留特別許可がおりる可能性が低いことを正直に告げた。そして、どんな結果になろうとも絶対に見放さない。最後まで必ず伴走することを約束した。幸運にも、年明けから法テラスと歌山法律事務所へ赴任することが決まっていた。和歌山であれば、大阪まで近い。休日を利用すれば活動は不可能ではない。

私の話を聞き終えたAさんは、笑っていた。彼が何と返事をするかは聞く前からわかった。

「先生にすべてお任せします」。その言葉を聞いて、私の覚悟も決まった。

3日後に下された判決は、懲役2年6月、執行猶予4年というものだった。判決後、Aさんは入国管理局の係官に連れられて法廷を後にした。その瞬間から、Aさんと私の次の戦いが始まった。

## 入管手続

退去強制手続は、収容、違反審査、口頭審理と続き、法務大臣裁決を経て、退去強制令書発付およびその執行へと進む。密入国者であるAさんの違反行為自体は争いようがなかった。本件では、口頭審理において在留特別許可を得るべき事情をアピールするしかない。

そのために主張できることは何か。考えられるのは、Aさんがすでに半世紀近くも日本で生活してきたこと、そしてその間今回の万引き以外犯罪を行っていないことである。つまり、その2点によってAさんがすでに日本社会の一員であることを強調するしかない。法に触れることがないように慎重に生きてきたAさんである。入国後の前科、前歴はなく、その点は問題なかった。しかし、入国時期を証明できるものは何もない。密入国なのだから当然だった。起訴状に記載された罪名は現行の「出入国管理及び難民認定法違反」であり、判決で認定されたのは同法が施行された平成12年2月18日より前に不法に入国したとい

う事実である。それだけでは12年弱の滞在でしかない。日本での滞在期間は長ければ長いほど有利になる。何か証拠となるものはないのか。Aさんの所持品をひっくり返して探した。すると、その中に顔写真の貼られた失業保険受給資格証があった。昭和50年、当時39歳だったAさんが、同僚の名前を騙って職安から交付を受けたものだという。現在のAさんからは想像できないほど精悍な男性の写真であったが、よく見るとわずかだが面影がある。確かに若い頃のAさんだった。これがあれば、少なくとも昭和50年からの滞在は証明できる。しかし、リスクもあった。他人の名前を騙って公的証明の交付を受けたのである。明らかに違法な行為であり、不利な判断に使われるかもしれない。提出すべきか迷った。口頭審理を担当する特別審理官が有利と不利、どちらの資料として判断するかはわからない。ならば直接審理官本人に聞くしかないと思った。入管の窓口で意見書を提出する際、担当の特別審理官に直接手渡したいと頼んだ。拒否されるかとも思ったが、別室に通され話を聞いてもらった。

「その資料は、ぜひ提出してください」。

だが、信じていいのか。検察庁では何度も煮え湯を飲まされていた。じつと相手の目を見た。彼の目が大きくうなずいたように見えた。信じようと思った。

## 和歌山にて

Aさんの口頭審理に同席した後、私は赴任地である和歌山に移った。引越しやあいさつ回りなどの雑務に追われながらも、Aさんのことはいつも頭にあった。次は何をするべきなのか。私一人でできることは多くはなかった。賛同してくれる人を見つけて、活動を広げていくことが必要だった。マスコミに働きかけることも考えた。しかし、何よりも先にAさんに会いに行きたかった。最後まで伴走すると約束したが、私が大阪を離れたことできつと不安を感じているはずだ。

和歌山での新生活に慣れてきた1月下旬、事務所に来客があった。アポなしだったらしく、受付で職員から詳しい用件を聞かれているようだ。漏れてくるしゃがれ声に聞き覚えがあった。

まさかと思って受付をのぞくと、満面の笑みを浮かべたAさんがいた。今朝、在留特別許可がおりて拘

束から解放され、そのまま和歌山まで電車を乗り継いで来たという。

「だったらすぐに電話してくださいよ」。笑いながらAさんの肩を何度も叩いた。そうでもしていなければ、泣いてしまいそうだった。

## その後

あれから1年近く経つ。Aさんは今、長年を過ごした西成の片隅で生活保護を受けながら暮らしている。先日、近況報告の手紙が届いた。機嫌良く暮らしているようである。手紙の中に、「先生がいなければ、私はK署の留置施設で死んでいたと思います」という一文があった。私もそう思う。「体力だけは自信があるんです」。そう言って胸を張っていたAさんは、接見に行くたびにみるみる生気を失っていった。家族、友人どころか知人すらこの世に一人もいない、戸籍すらないという孤独がどれほどのものか。そして、その中で長期間拘束され、取調べを受け続けることがどれほどの苦しみか。私にはとても想像ができない。

活動を振り返ってみて、反省点は多い。勾留取消請求を行うべき場面は何度もあったし、見切り発車することになった入管手続についても、より早く調査して準備を進めておくべきであった。だが、弁護人として何ものにも代えがたい経験ができたとも思っている。「身体拘束下の被疑者、被告人は孤独だ」。そのことは理屈ではわかったつもりでいた。しかし、究極の孤独ともいえるAさんの事件を担当したことで、感覚として理解できたように思う。そして、弁護人の存在がどれほど彼らを勇気付けるのかということも。

## おわりに

「弁護士である以上、刑事弁護は義務だ」。バッジをつけて以来、多くの先輩から聞かされた言葉である。そう、この事件と出会うまで、私にとって刑事弁護は義務であった。しかし今、確実に義務ではなくなりつつある。この事件で感じたほどの喜び、苦しみ、それを乗り越えた時の感動、達成感を、刑事弁護以外の事件で感じたことは、まだない。

Aさんの今後の人生が幸多からんことを願う。

(よしだ・とく)